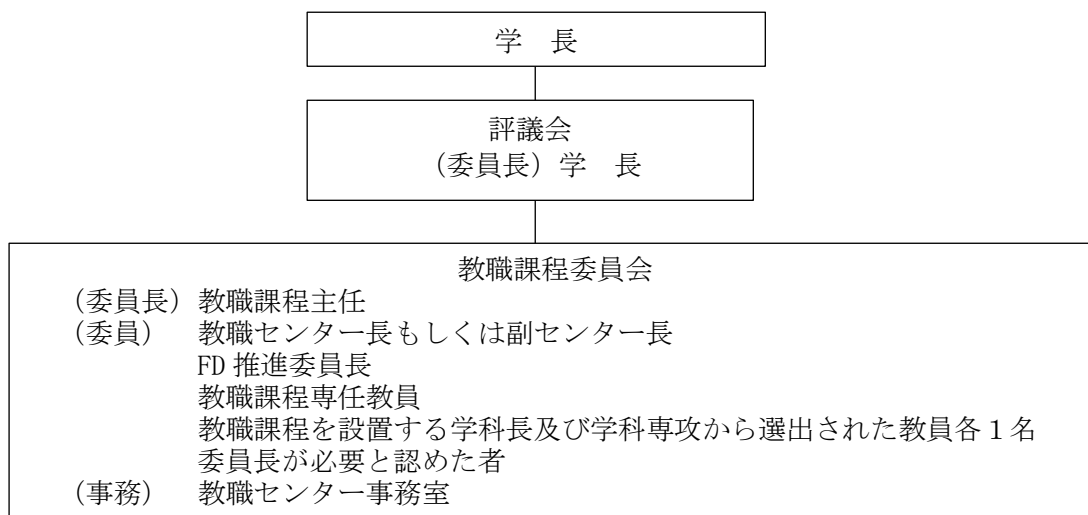


1. 教員の養成に係る組織 (2026. 4. 1)

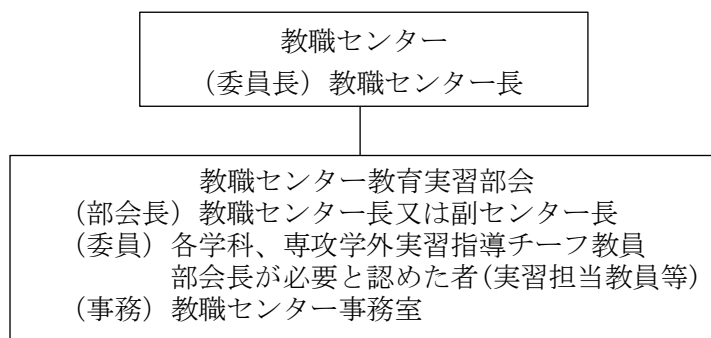
趣 旨

- (1) 「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」(教職課程の質保証のためのガイドライン会議 2021. 5. 7)、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(中教審大学分科会 2022. 3. 28) 及び当該省令等の改正への本学の対応(「教職センター〔仮称〕設置準備委員会」審議 2021~2022) 等に基づき、「教員の養成に係る組織」の一部修正を行う。
- (2) 教員免許認定大学(教職課程)としての「全学的な」組織運営体制として「名古屋学芸大学教職課程委員会規程」「同教職センター規程」(2022. 4. 1 施行)のもと、学長が本学全体の将来構想や組織運営、社会に開かれた大学、上記ガイドライン・審議まとめ等を考慮し教職課程委員会・教職センターを統括する。
- (3) 「教職課程委員会」設置・審議事項・組織及び任期等の詳細は「規程」参照されたい。
- (4) 「教職センター」設置・審議事項・組織及び任期、部会等の詳細は「規程」参照されたい。

1) 教職課程委員会 組織図



2) 教職課程委員会教育実習部会 組織図



3) 教職課程「自己点検・評価」部会 組織図

